

多文化共生社会の実現に向けて 神奈川県を取り組みの現状と課題

2015年6月

第11期かながわ国際政策推進懇話会

はじめに

かながわ国際政策推進懇話会は、「新かながわ国際政策推進プランの推進と、国際社会の変化に対応した神奈川の国際政策のあり方について協議するため」(同懇話会設置要綱第1条) 1991年に設置された。

2008年のいわゆるリーマン・ショック、2011年3月の東日本大震災と福島第一原子力発電所事故などにより、日本で働き、暮らしていた外国人の帰国があり、その数は減少し、横ばいを続けてきた。ここ数年来の対ドル、ユーロの円安によって観光等のための新規外国人の入国はいちじるしく増加しているものの、在留外国人数は、最新の2014年の数では212万人余と、ピーク時(2008年)の221万余人には達していない。もっとも、この間(2012年7月)に改正出入国管理及び難民認定法が施行され、在留外国人の管理システムが変わり、「在留カード」方式になったため、それ以前の数字との単純な比較は意味をもたないかもしれない。また、現に進行している少子化、人口減少そして高齢化などが、今後、産業面でも、福祉・医療面でも、外国人の労働力や人材の受け入れを必要としていくと予想され、日本で働き、暮らす外国人の数の推移は注目される。

都道府県別にみると、神奈川県は2014年には、東京都、大阪府、愛知県に次ぐ四番目の16万6千人余を示している。これは、神奈川県の全人口の1.8パーセントにあたる。在留外国人の特徴をみると、まずアジアの国々の出身者が中国をはじめ増加がいちじるしく、個別にはベトナム、ネパールなどの増加が目立っている。反面、南アメリカが引き続き減少をみせていて、ブラジル人は最多の年(2005年)の約46パーセント減となっている。久しく永住外国人の中心をなしてきた韓国・朝鮮人は、少子化、帰化その他の理由からやや減少を記録している。次に、在留資格の点からみると、永住者、特別永住者、定住者、日本人の配偶者等など、定住の度合の高いと思われる人々が外国人全体の60パーセント以上を占めている点が特筆される。外国人というと、一時的な滞在者とみなされがちであるが、日本人県民と変わらず地域に定住し、同じライフサイクルで生活を営んでいく外国籍県民がますます増えることを踏まえ、国際化の施策を展開していく必要がある。

一方、世界に目を転じると、グローバルな開発、産業化を通して発展途上国を中心に、環境問題の深刻化や貧富の格差の拡大が生じていることが指摘される。国連等のレベルで提起された「ミレニアム開発」問題に、各国、自治体がどう取り組むかが課題として意識されねばならない。また中東やアジアの自然災害(ネパールの大規模地震など)が、“人災”的な側面ももちながら大きな被害を生んでおり、防災面での日本の貢献も望まれている。一方、日本を取り巻く東アジアの国際的環境については、拉致、領土、歴史認識の問題をめぐって、国と国の間に一定の緊張・軋轢がみられることは指摘するまでもない。しかし、それらへの認識をもちながらも、自治体としては、国内に在住する中国、台湾、韓国・朝鮮などの人々との友好と共生に努め、必要ならば生活支援を進めることで、東アジアの平和に貢献していくべきだろう。

今期、すなわち第 11 期のかながわ国際政策推進懇話会（以下「懇話会」と略）では、「内なる国際化」、特に定住し日本で生活を営んでいこうとする外国人や外国につながる人々の、（１）教育や言語の問題、特に子どもたちの今後の進路や職業にかかわる高校進学問題、（２）文化の相違などを踏まえての医療、育児、メンタルヘルス、防災、情報提供に関わる課題と支援、（３）外国籍県民かながわ会議などの、よりよい参加のあり方、について、討議を行った。くわえて国際的な協力や貢献という観点から、（４）ミレニアム開発の提起した課題をどう受け止めるか、（５）神奈川県が行ってきた海外からの技術研修員の受け入れをどう充実させるべきか、について検討を行い、提言を行った。

本報告書は、今期の懇話会で取り上げてきた以上の問題・テーマごとに、その課題を示し、関連する神奈川県の施策の現状をも紹介し、展開された委員の意見も議事録に基づき示し、今後に向けての国際政策の進め方につき提言・提案を提示した。平等を重視しながら、人権と文化の尊重に立って国際政策のあり方を追求するというのが、懇話会のめざすところである。本報告が、神奈川県の進めるよりよい国際政策に指針を与えることができれば幸いである。

第 11 期かながわ国際政策推進懇話会
会長 宮島 喬

第 11 期かながわ国際政策推進懇話会討議テーマ

教育分野（2テーマ）、国際協力分野（2テーマ）、情報・防災分野（1テーマ）、保健福祉分野（2テーマ）、政策形成分野（1テーマ）の合計7テーマ。

第 1 回会議 平成 25 年 10 月 11 日（金） 1. 懇話会委員紹介 2. 懇話会会長および副会長の選任について 3. 今期懇話会の方向性について
第 2 回会議 平成 25 年 2 月 1 日（土） 1. 外国籍県民かながわ会議との合同会議 2. 討議テーマ <u>【教育・短期】県立高校における多文化共生について</u>
第 3 回会議 平成 26 年 7 月 23 日（水） 1. 討議テーマ <u>【政策形成・短期】かながわ国際政策推進懇話会の今後の進め方について</u> 2. 討議テーマ <u>【政策形成・短期】外国籍県民かながわ会議の今後のあり方について</u> 3. 参考 県の施策紹介「かながわグローバル戦略」の取り組み
第 4 回会議 平成 26 年 9 月 11 日（木） 1. 討議テーマ <u>【保健福祉・中長期】医療通訳事業における遠隔通訳の実施について</u> 2. 討議テーマ <u>【国際協力・短期】海外技術研修員制度を含む草の根外交・交流のあり方について</u> 3. 第 10 期報告書提案・提言取組状況の確認・意見聴取（報告） 4. 外国籍県民かながわ会議について（報告）
第 5 回会議 平成 26 年 12 月 12 日（金） 1. 討議テーマ <u>【国際協力・中長期】ミレニアム開発目標後の世界において地方自治体が担うべき国際協力のあり方について</u> 2. 討議テーマ <u>【教育・中長期】言語教育の多様性と充実の方向性について</u> 3. 参考 ・ 第 10 期懇話会報告書提案・提言取組状況について ・ 外国籍県民かながわ会議（第 8 期）報告書について ・ 第 9 期外国籍県民かながわ会議委員選考委員会について
第 6 回会議 平成 27 年 3 月 25 日（水） 1. 討議テーマ <u>【情報・防災・短期】災害時を含む情報提供のあり方について</u> 2. 討議テーマ <u>【保健福祉・中長期】メンタルヘルスケア及び子育て支援の充実について</u>
第 7 回会議 平成 27 年 6 月 26 日（金） 1. 報告書（案）について 2. 団体（NGO・NPO）による支援の課題について 3. 第 11 期懇話会のまとめ

第2回かながわ国際政策推進懇話会

- 県立高校における多文化共生について -

1 テーマの概要

本県では、外国籍県民の増加と定住化による地域の国際化に伴い、県内の外国籍児童生徒数は、平成19年以降6千人を超えて推移し、平成25年度には県内の公立小中学校に6,070人、公立高校に1,120人の外国籍児童生徒が在籍している。

特に高校への進学において、一定数の推移が予想される外国籍生徒への指導や支援は、今後の大きな課題である。

2 現状

(1) 本県では、日本語を母語としない生徒のための特別募集（参考資料1）を実施しており、県教育委員会とNPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ（ME net）が共同で、県内の日本語を母語としない住民向けに『神奈川県「公立高校入学のためのガイドブック」』を発行し、県内各地で「高校進学ガイダンス」を開催している。

(2) 「日本語を母語としない生徒支援者派遣事業」及び「多文化教育コーディネーター派遣事業（NPO多文化共生教育ネットワークかながわとの協働事業）」の実施。

- ・ 在県外国人等特別募集実施校及び日本語を母語としない生徒が多く通学している定時制高校等の学校に、外国籍生徒支援担当者（職員）を置き、多文化教育コーディネーターと協力しながら、高校教育企画課と必要な支援について協議の上、日本語を母語としない生徒支援に必要な地域のサポーターを派遣する。

3 課題

文部科学省が公表した「日本語指導が必要な外国人児童生徒の学校種別在籍状況」（平成22年9月1日付）より算出した結果によると、外国につながる子どもたちの高校進学率（高等学校生徒数÷中学校生徒数）の全国平均は約30パーセント程度であり、高校進学率の高い神奈川県においても約60パーセント程度である。これは日本国籍の子どもの高校進学率が98%であることに照らすと少ない。

このような実情を解決するために、県としてどのような対応をしていくべきか。

〔参考資料〕

神奈川県公立高等学校入学者選抜制度の概要（参考資料1）

神奈川県の「公立高校入学のためのガイドブック」（抜粋）

在県外国人等特別募集選抜の状況（平成8年度～平成25年度）

平成25年度日本語を母語としない生徒に対する支援について

（参考資料2）

県立高等学校等通訳支援事業実施要領

日本語指導が必要な外国人児童生徒の学校種別在籍状況（都道府県別）

4 懇話会での討議と主な意見

県内の国際教室がある公立中学校 48 校を対象に、市町村教委と県教委の協力のもとアンケートを実施したところ、3つのことがわかった。なお、在県枠とは「在県外国人等特別募集」の略称であり、入国後の在留期間が通算3年以内の外国籍、または日本国籍を取得して3年以内の子どもたちを対象とする神奈川県の特例な公立高等学校入学者選抜制度のことを指す。

- ・国際教室在籍卒業生のうち、在県枠に該当する生徒は52人、該当しない生徒が146人で、日本語指導が必要で、国際教室にいる生徒の3/4が在県枠に該当しない。
- ・国際教室在籍生徒は、定時制高校に進学する割合が高い。
- ・在県枠該当者の通学可能な地域に在県枠設置校が少ない。

在県枠を導入する学校については、地域配分、偏差値等に偏りが出ないよう県でも考慮することが必要。

在県枠を導入している高校が、生徒入学後にどのような対応をしているかについてアンケートをとる必要がある。項目としては、キャリア開発、日本語教育、母語教育について等。

在県枠の学力検査3教科（外国語、国語、数学）の外国語は英語のみである。多文化という観点に立てば、母語学習を推進する意味でも選択で他の言語を加えることも検討してはどうか。

在県枠を持つ学校を固定的に考えず、何校かの県立高校でまわしていくことも必要ではないか。

特に、県立工業高校においては、就職を意識して在県枠を導入することも必要であると思う。

高校でも日本語支援を行っている学校もある。

自分が関わってきた子どもたちの例では、基本的には学校がとても熱心に対応してくれたため、家から遠い学校で通いきれなかった生徒を除く全員が卒業することができた。大学に進学した子どももあり、生徒に何かつまずきがあったとき、地域でのサポートは大きい。

学校と地域の連携は大切なので、コーディネーターにはもっと学校と地域をつないでほしい。

5 今後に向けての提案

- (1) 川崎、三浦のような在県枠のない地域の地域的空白をなくしていくために、積極的に、地域配分を考えながら在県枠導入校を配置することが必要。また、卒業後の進路も考慮に入れての在県枠設定も考える必要がある。
- (2) 入学後の多方面の支援（日本語支援、母語支援、教科支援、進路指導、等）が必要である。
- (3) ボランティアの活用等、地域との連携をより強める必要がある。
- (4) 多文化教育、国際理解教育を推進する必要がある（全高校生を対象に）。

1 神奈川県公立高等学校入学者選抜制度の概要

共通選抜の機会

	全日制	定時制	通信制
募集	募集人員は募集定員の100%とします。	募集人員は募集定員の80%とします。 ※ 夜間以外の定時制は募集定員の100%とします。	
志願	ひとつの課程・学科・コース等に志願します。 志願変更ができます。 志願には願書と面接シート等を提出します。		
検査	【共通の検査】 (*) (☆) 学力検査(原則5教科)・面接 ※ 特色検査を実施する場合は3教科にまで減じる場合があります。	【共通の検査】 (☆) 学力検査(原則3教科)・面接 ※ 理科・社会を実施する場合があります。	面接または作文
	特色に応じて特色検査(実技検査・自己表現検査)を実施する場合があります。		
選考	【第1次選考】 募集人員の90%まで、調査書の評定(2・3年)(*2)と実施した検査の結果をもとに定められた数値算出の方法(※)で選考します。 【第2次選考】 資料の一部が整わない受検者にも配慮し、調査書の評定を用いずに募集人員まで選考します。		調査書と実施した検査の結果をもとに総合的に選考します。

☆ 共通の検査の学力検査(外国語(英語))においては、全日制・定時制ともにリスニングテストを実施します。

特別な設置趣旨の学校について

*1 クリエイティブスクール(県立田奈高等学校、県立益利谷高等学校、県立大楠高等学校)は、学力検査を行いません。

*2 クリエイティブスクールは、調査書の評定は使わず、観点別学習状況を活用します。
フロンティアスクール(横浜港南方面多部制定時制高校(県立)および県立相模向陽館高等学校)でも、調査書の評定は使わず、必要に応じて観点別学習状況を活用し総合的に選考します。

定通分割選抜の機会

募集	共通選抜の募集人員を差し引いた人員を募集 (共通選抜の募集人員を満たしていない人員も加えます。)		
志願	ひとつの課程・学科に志願します。 志願変更ができます。 志願には願書と面接シート等を提出します。		
検査	【共通の検査】 学力検査(3教科)・面接	面接または作文	
	特色に応じて特色検査を実施する場合があります。		
選考	調査書の評定(2・3年)と実施した検査の結果をもとに定められた数値算出の方法により選考します。		調査書と実施した検査の結果をもとに総合的に選考します。

<二次募集>

欠員がある場合、必要に応じて実施します。

【共通選抜の二次募集】

学力検査(3教科)を実施し、面接を行う場合もあります。調査書と実施した検査の結果をもとに総合的に選考します。

【定通分割選抜の二次募集】

定時制は面接、通信制は面接または作文を実施します。調査書と実施した検査の結果をもとに総合的に選考します。

※ 数値算出の方法

調査書の評定(A)・学力検査の得点(B)・面接の結果(C)をもとにします。

それぞれを100点満点に換算した(a)・(b)・(c)を各学校が定めた比率(f・g・h)で合計数値を算出します。

合計数値 $S = (a) \times f + (b) \times g + (c) \times h$ (f・g・hは2以上の整数とし、f+g+h=10となるよう設定します。)

特色検査を実施した場合は、その結果(D)を100点満点に換算した(d)を加えます。

合計数値 $S = (a) \times f + (b) \times g + (c) \times h + (d) \times i$ (iは5以下の整数とします。)

◎ 第2次選考では(a)点は使用せず、g+h=10となるように比率(g・h・(特色検査を実施した場合はi))を改めて設定し算出します。

2 特別募集など

特別募集

海外帰国生徒特別募集

海外に長期滞在をして帰国、または帰国予定の受検生を対象とした募集です。

在県外国人等特別募集

神奈川県内に在住で外国籍を持っている、または日本国籍を取得して間もない受検生を対象とした募集です。

中途退学者募集

高等学校等の中途退学者を対象とした募集です。

志願資格

- ★ 全日制の課程の志願資格を満たしている人
 - ★ 原則として、保護者の勤務等の関係で、継続して2年以上外国に在住して帰国した日が平成23年4月1日以降の人（県立神奈川総合高等学校の後期募集の場合は、平成23年10月1日以降に帰国した人）
- 以上の条件をすべて満たす人

- ★ それぞれの課程の志願資格を満たしている人
 - ★ 15歳以上の人（平成26年4月1日現在）
 - ★ 外国の国籍を有する人（難民と認定された人を含む）、または、日本国籍を取得して3年以内の人で、いずれの場合も、入国後の在留期間が通算で3年以内の人（平成26年2月1日現在）
- 以上の条件をすべて満たす人

- ★ 全日制の課程の志願資格を満たしている人
 - ★ 高等学校等に1年以上在籍した後に中途退学した人で、高等学校等の修得単位がある人
- 以上の条件をすべて満たす人

※ 全日制および定時制の課程の志願資格については7ページを参照してください。

実施校

- 【県立（全日制）】**
- ・神奈川総合高等学校（単位制普通科国際文化コース）
 - ・横浜国際高等学校（単位制国際情報科）
 - ・新城高等学校（普通科）
 - ・鶴嶺高等学校（普通科）
 - ・弥栄高等学校（単位制国際科）
- 【市立（全日制）】**
- ・横浜市立東高等学校（単位制普通科）

※ 神奈川総合高等学校では、後期募集（7月）も実施します。

- 【県立（全日制・定時制）】**
- ・鶴見総合高等学校（単位制総合学科）
 - ・神奈川総合高等学校（単位制普通科国際文化コース）
 - ・平塚湘風高等学校（単位制普通科）
 - ・相模原青陵高等学校（単位制普通科）
 - ・橋本高等学校（普通科）
 - ・有馬高等学校（普通科一般コース）
 - ・座間総合高等学校（単位制総合学科）
 - ・愛川高等学校（普通科）
 - ・相模向陽館高等学校（単位制普通科午前部・午後部（定時制））
- 【市立（全日制）】**
- ・横浜市立横浜商業高等学校（国際学科）

- 【県立（全日制）】**
- ・神奈川総合高等学校（単位制普通科個性化コース）
 - ・横浜桜陽高等学校（単位制普通科）
 - ・川崎高等学校（単位制普通科）
 - ・厚木清南高等学校（単位制普通科）

※ 神奈川総合高等学校では、後期募集（7月）も実施します。

※ 特別募集および中途退学者募集とも共通選抜と同日程で行います。

志願

ひとつの募集の課程・学科・コース・部に志願します。志願には願書を提出し、面接シートを提出する学校もあります。志願変更は一般募集との間でもできます。（志願変更の際、願書や面接シートを改めて作成する場合があります。）

ひとつの学科・コースに志願します。志願には願書を提出し、面接シートを提出する学校もあります。志願変更は中途退学者募集実施校間でできます。

検査

学力検査（外国語（英語）、国語、数学）、作文および面接

学力検査（外国語（英語）、国語、数学）および面接

学力検査（外国語（英語）、国語、数学）、作文および面接

選考

調査書と実施した検査の結果をもとに総合的に選考します。

実施した検査の結果をもとに総合的に選考します。

※ 各募集の各校の選考基準については、26ページ以降を参照してください。

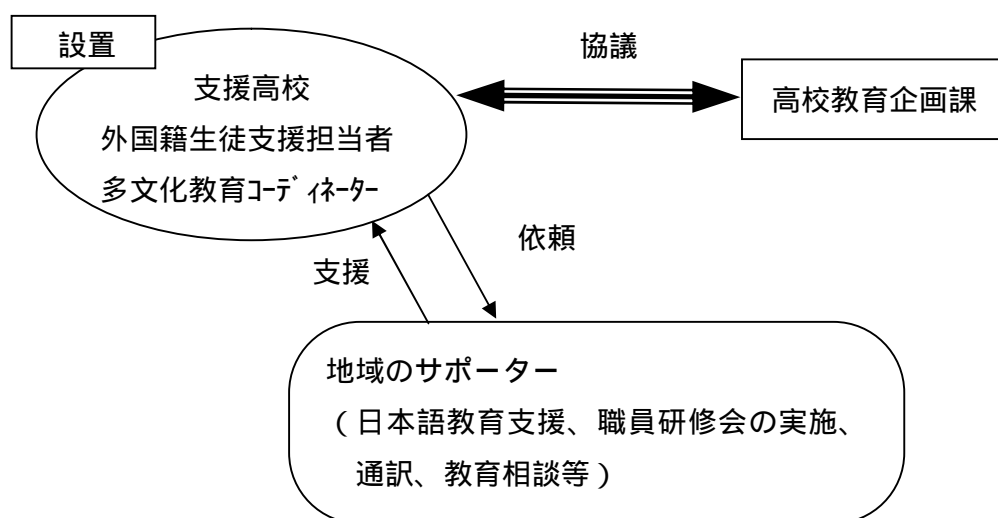
平成26年度日本語を母語としない生徒に対する支援について

1 「日本語を母語としない生徒支援者派遣事業」及び「多文化教育コーディネーター派遣事業 (N P O 多文化共生教育ネットワークかながわとの協働事業) 」

在県外国人等特別募集実施校及び日本語を母語としない生徒が多く通学している定時制高等学校等に、外国籍生徒支援担当者 (職員) を置き、多文化教育コーディネーターと協力しながら、高校教育企画課と必要な支援について協議の上、学校、家庭、通訳、支援者、地域資源等をつなぐ日本語を母語としない生徒支援に必要な地域のサポーターを派遣する。

多文化教育コーディネーターは、日本語を母語としない生徒が学校生活を円滑に送ることができるよう、各学校と相談の上、適切なサポーターを選任し、日本語学習の支援、職員研修会の実施、通訳派遣等の必要な支援をコーディネートする。

地域のサポーターは、日本語を母語としない生徒が学校生活を円滑に送ることができるよう、日本語学習の支援、職員研修会の実施又は通訳等の必要な支援をする。



実施計画

平成26年4月～平成27年3月

サポーター派遣は、月5回 (各2時間程度) で10ヶ月 (計50回) を目安とし、多文化教育コーディネーター (各校1～2名) 派遣は、必要に応じて支援を行う。

予算措置

日本語を母語としない生徒支援者派遣事業 (サポーター派遣) は、県費 (年間25万円) 、多文化教育コーディネーター派遣事業は、多文化共生教育ネットワークかながわ (ME-net) 予算で行う。

2 平成26年度の支援実施校について

平成26年度の「日本語を母語としない生徒支援者派遣事業」及び「多文化教育コーディネーター派遣事業」の実施校は、下記の16校とする。

鶴見総合高等学校、神奈川総合高等学校、平塚湘風高等学校、有馬高等学校、
愛川高等学校、座間総合高等学校、相模原青陵高等学校、橋本高等学校、
田奈高等学校、釜利谷高等学校
横浜翠嵐高等学校（定時制）、希望ヶ丘高等学校（定時制）、湘南高等学校（定時制）、
磯子工業高等学校（定時制）、相模向陽館高等学校（午前部・午後部）
横浜修悠館高等学校（通信制）

第3回かながわ国際政策推進懇話会

-外国籍県民かながわ会議の今後のあり方について-

1 テーマの概要

外国籍県民かながわ会議は、平成10(1998)年11月に設置され、現在8期目を迎えている(平成24年11月～平成26年10月)。

主な設置目的は、外国籍県民の県政参加の推進、外国籍県民が自らに関する諸問題を検討する場の確保、ともに生きる地域社会づくりへの参画の推進など。

会議では、外国籍県民に係る施策、外国籍県民の視点を生かした地域づくりに関することについて協議し、知事へ提言を行う。

委員は一般公募で外国籍県民20人以内を選任し、2年間の任期で年6回程度の会議を開催する。

会議は、行政から諮問された事項につき審議するのではなく、議題の選定をはじめ、調査、運営を委員が自主的に行うことが特徴。

2 現状

(1) 第8期委員は、中国、韓国・朝鮮をはじめ20の国と地域の出身者で構成され、年齢は20代から70代まで幅広く、男女比は約1:1、居住地域も県内全域にわたる。

(2) これまでの主な成果

言葉や生活習慣の違いから起こるトラブルに対応するため、外国人への賃貸住宅の紹介や多言語の情報提供・苦情相談体制の整備を提言。

2001年4月に外国人居住支援システムがスタート。外国人すまいサポート店登録制度を開始。

医療通訳に対応できる人材を育成するとともに、病院と医療通訳をコーディネートする仕組みづくりと積極的な広報を提言。

2003年度から医療通訳派遣システム構築事業をNPO法人多言語社会リソースかながわと県が協働で実施。

外国籍生徒が高校に入学しやすくなるよう、公立高校の在県外国人特別募集の志願資格の緩和や、実施校数や募集人員の増加など、高校入試制度の改善を提言。

公立高等学校入学者選抜において、在県外国人等特別募集の実施校を順次拡大。(2003年度入学者選抜:3校 2010～13年度:10校)

県ホームページに外国籍県民にとって必要な情報を多言語で掲載することを提言。

2004年3月から、県ホームページで最大10言語による生活情報の提供を開始。

3 課題

会議では、外国籍県民のニーズを本当に把握できているか。

医療、住まい、教育など当初提言されたものと類似した提言が多く、新たな視点での提言が少なくなっている。

〔参考資料〕

主要国籍（出身地）別外国人数、外国籍会議委員数

外国籍県民かながわ会議設置要綱

外国籍県民かながわ会議委員選任要領

4 懇話会での討議と主な意見

同じ提言が何回も出てくるということは、実現されていないということ。今までの提言をきちんと分類し、分析することが次につながる。

委員長にそれぞれの委員の関心事案を調整し、まとめていくリーダーシップが必要。

実効性のある提言とすることが重要。議論の内容を短期・中長期に分けてとらえ、専門委員会やグルーピングの方法を検討する機会をどのように外国人県民会議で作り出していくのかがテーマとなる。

個人が対応してほしい問題だけでなく、外国籍県民として、全体をみんなで考えて共有化するのが理想的。

県から外国籍県民の意見を聞きたいテーマを示し、審議してもらうのはどうか。その際、委員によって行政サービス等の理解にばらつきが出てくるので、県の国際化施策を事前にオリエンテーションした上で進める必要がある。

人選についても、全員公募ではなく、県で指名する等、ある程度の選定をした方が、会議が活発になるのではないか。

外国籍相談委員や福祉委員からアドバイザーとして意見をもらうのはどうか。

5 今後に向けての提案

委員を一部でも県が指名するというのは、外国人が自分たちで、自主的に運営する会議という当初の考え方からはずれるため、委員は公募委員で構成すべきであろう。ただし、会議の実力的な力量、リーダーシップについて何らかの改革が必要であろう。

委員の選考は公募とし、県がより広く広報し公募を増やすようにする。外国籍相談委員や福祉委員をアドバイザーとして参加させるという意見は、会議の当初の精神を生かす形で考慮できないか。

第4回 かながわ国際政策推進懇話会

-医療通訳事業における遠隔通訳の実施について-

1 テーマの概要

当初のテーマは「医療通訳事業における遠隔通訳の実施について」であったが、会議では遠隔通訳の実施についてだけでなく、広く医療通訳事業が抱える課題について討議した。

2 現状

(1) かながわ医療通訳派遣システム事業の概要

協定医療機関からの派遣依頼を受け、医療通訳窓口のコーディネーターが医療通訳スタッフを派遣するシステム。

(医療通訳スタッフ登録者数...168名、コーディネーター登録者数...14名)

実施主体は「かながわ医療通訳派遣システム自治体推進協議会(神奈川県及び県内市町)」と「特定非営利活動法人多言語社会リソースかながわ(MICかながわ)」。

神奈川県医師会、神奈川県歯科医師会、神奈川県薬剤師会、神奈川県病院協会、NPO法人と行政(神奈川県及び県内市町)が協力して運営している。

(この6者を中心として医療通訳派遣システム事業運営委員会を設置。)

医療通訳スタッフ派遣事業と医療通訳スタッフ研修事業を実施

平成26年度当初の協定医療機関は35病院、年間派遣件数見込は4,200件

(2) 遠隔通訳の実施状況について

メリット

- ・通訳者が遠隔地にいても通訳できる。

問題点

- ・音声やカメラ画像のみでは伝えられない非言語情報が伝達されない。
- ・機器と回線が必要。
- ・プライバシーの保護に留意が必要。

国内の使用例

- ・愛知県(あいち医療通訳システム：電話通訳)
- ・滋賀県(多文化共生きょうと：ビデオ電話通訳システム"youtran")

3 課題

医療機関における受付、入院手続き、簡易な検査説明、また、薬局における服薬指導など、診察に比べて簡易なやり取りが行われる場面において、遠隔通訳を導入することで効率化が実現できるか。

高度な対人援助スキルを必要とする医療通訳の活動にボランティア通訳者として関わる人材をどのように確保していくか。

[参考資料]

医療通訳派遣システム 協定医療機関・実施言語拡大の経緯

医療通訳派遣システム事業協定医療機関 配置図

医療通訳派遣システム事業 フロー図(参考資料1)

医療通訳派遣システム事業 医療通訳スタッフ登録人数（参考資料2）
医療通訳事業における遠隔通訳の実施について
通訳者の確保について

4 懇話会での討議と主な意見

希少言語の通訳者がおらず、ベトナム語、タガログ語、カンボジア語、ラオス語など、派遣依頼に対応できないという声がある（ボランティアで通訳できる人がいないため）。1件の通訳に交通費込みで三千円の謝礼が支払われるが、交通費で三千円を越えるケースもあると聞いている。通訳者の謝礼額を上げたり、通訳・翻訳者として雇用してはどうか。

統計を見ると、インド人の割合が多い。インド人の多くが話すヒンディー語は、ネパール人にも通じることが多いため、対応言語にヒンディー語を加えるのはどうか。

通訳者に地域人材として大学や学生をどう使うかという視点が必要。

ボランティアにどの程度の専門性を求めるかが課題となる。わずか4日間の研修でどれだけの専門性に対応できるか。また、コーディネーターの専門性も課題である。コーディネーターの養成のためには1年程度の研修プログラムを作る必要がある。

医療通訳制度がどれだけの需要に対応しているのかが数字でわかるとよい。需要全体の7、8割をカバーしているのであれば、言語を伸ばしていく、1～2割しかカバーできていないのであれば質を伸ばしていく。

単純に受付、診察、簡単な検査、薬をもらう等であれば、遠隔通訳のような非対面でも対応できるのではないか。医者の説明等の丁寧なやり取りが必要な場合は対面の通訳で対応するなど。

もしくは、再診で薬をもらうだけなら非対面でよいかもしれない。非対面の通訳を行うケースに違う視点が必要ではないか。

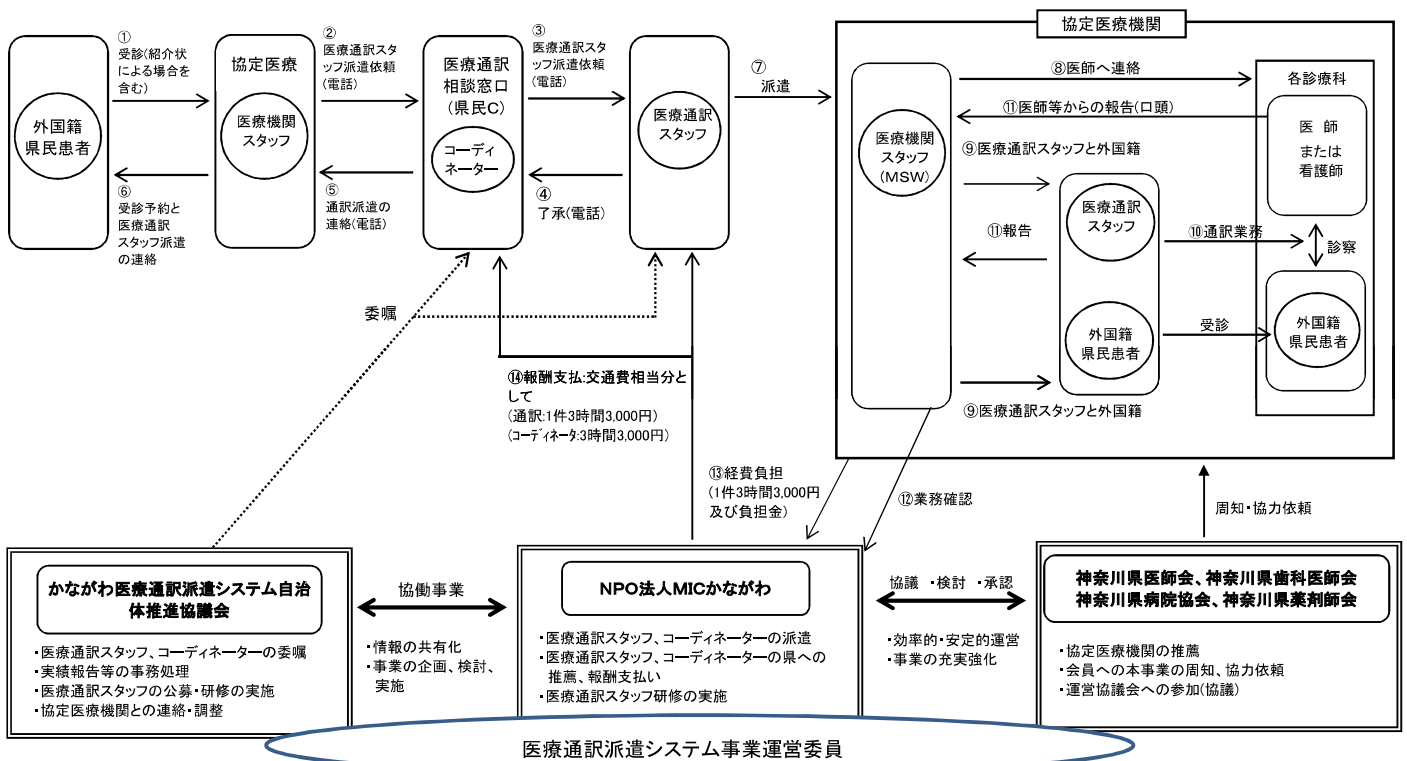
5 今後に向けての提案

通訳者については、いろいろな形で人材を発掘することも必要であり、大学等で探すのも一つの方法である。通訳者を増やしていくためには、現在の医療通訳養成の制度を拡充していく必要もあるだろう。

受付手続き等の軽微な案件の遠隔通訳を検討するほか、すでにくつかの病院で実施されている病院常駐型の通訳配置を積極的に進め、病院の関わりを増やすことも必要ではないか。

一番の課題は、希少言語の通訳者が極端に少なく、通訳ニーズが高いのに、派遣できないことである。言語によっては、志はあっても、ボランティアとして活動できる人がいない。謝礼額を上げたり、複数の仕事を組み合わせ雇用するなど、通訳者の確保と質の維持に対し予算措置が必要である。

医療通訳派遣システム事業 フロー図



<医療通訳スタッフの身分保障・保護>
 ①本人の事故、対人・対物事故の補償…本人が「ボランティア活動保険」に加入②医療事故の補償…病院が「病院賠償責任保険」に加入(病院準スタッフの身分)

参考資料2

医療通訳派遣システム事業 医療通訳スタッフ登録人数

登録人数（平成26年4月1日現在）

（単位：人）		（単位：件）
	人数	通訳派遣件数 （平成25年度実績）
言語		
スペイン語	44	1,252
ポルトガル語	27	378
中国語	33	1,084
英語	27	1,044
韓国・朝鮮語	8	36
タイ語	10	101
タガログ語	11	170
カンボジア語	2	37
ベトナム語	6	80
ラオス語	2	20
合計	延べ 170	
	実質 168	4,202

*登録者数 168名
（複数言語登録者がいるため、延べ170名）

登録スタッフの主な職業など

主婦やパート、アルバイト、無職が多数。その他、自営業、通訳・翻訳家、相談員、日本語講師、語学講師、団体職員、公務員、医療事務、会社員、派遣社員、市嘱託職員、非常勤講師、介護ヘルパーなど多岐にわたる。

第4回かながわ国際政策推進懇話会

-海外技術研修員制度を含む草の根外交・交流のあり方について-

1 テーマの概要

- ・ 民間同士の草の根外交を、国際都市である神奈川県がリードしていくために県の海外技術研修員制度の取組を改めて見直し、今後のあり方を検討する。
- ・ 「神奈川県の特徴を生かした国際交流の推進」施策として、アジア地域の人材育成・技術支援を一層推進する。

2 現状

(1) 神奈川県の海外技術員制度の現状

1972年(昭和47年)より、地域からの国際貢献の一環として、開発途上国等から技術習得のための研修員の受入れを開始。

(2) 研修員の受入れ状況

昭和47(1972)年度の開始以来、平成25(2013)年度までの42年間で49カ国から585人の研修員を受入れ。

(内訳は、アジア〔425(中国181)〕、中南米〔109〕、欧州〔1〕、大洋州〔8〕、中東〔2〕、アフリカ〔40〕。アジア地域からの研修員が全体の約73パーセントを占めている。)

研修員数は、平成5年の28名をピークに減少傾向にあり、国庫補助が廃止された平成16年度以降は1桁となっている。

当初は工業分野が中心であったが、近年は、保健衛生、教育文化、環境分野への研修希望が増加傾向にある。

(3) 公衆衛生分野における人材育成事業

平成24年度から26年度にかけて、独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する「草の根技術協力事業」を活用し、本県の友好提携先である中国・遼寧省との「公衆衛生分野における人材育成事業」を実施。平成26年度は衛生研究所職員等4名をフォローアップのため派遣を予定。

3 課題

相互のメリットについて

国際貢献を主眼とした事業ではあるが、今後神奈川県として本事業を展開していく意義、メリットをどのように考えていくべきか。

研修分野及び対象地域について

研修生の受入に際し、本県の特徴等を生かした分野・研修生の対象地域としてどのようなものがあるか。

また、幅広い分野に呼びかけるための手段として、どのような広報の方法が効果的であると考えられるか。

研修員のフォローアップについて

研修員として育成した人材について、どのようにフォローアップを行うことができるか。

4 懇話会での討議と主な意見

研修生の派遣先等に神奈川県らしさがあまり見られない。県の知名度の向上による人材交流の促進や観光への寄与、神奈川県のビジネスのノウハウの輸出にもつなげていく等、神奈川県の強みを軸に入れて事業を考える必要がある。

海外技術研修員の目的が、時代に合わなくなっているように感じる。事業を続けるにあたり、当初の目的を変えて、多文化理解や国際貢献のような軸に沿って研修を行い、なおかつ神奈川らしさを出すことができればよい。

研修期間が6ヶ月というのは、仕事を持っている人にとっては長すぎて参加しにくい。3ヶ月程度が参加しやすいのではないか。

また、海外の人たちが日本で学びたいものの中には、漫画やアニメ、陶芸など、いわゆる産業と結びついてないものもある。このようなニーズにも対応できるよう頭の切り替えが必要。

何年かおきにどのような効果があったかレビューをする。また、次につなげるステップアップの仕組みはどうか。

中国や韓国からの研修員の受入れが多いが、少し偏りがあるように感じる。ベトナムやカンボジア、ミャンマーなど、もう少しアジアの他の国に焦点を当てて対象地域を考えてはどうか。

横浜では2回続けてアフリカ開発会議（TICAD）が開催されたり、一校一国運動が実施されたりしている。横浜を含む神奈川県民のアフリカに対する関心は高まっていると思う。生きていけるかいけないかという状態で暮らしている人たちは断然アフリカが多いことから、特にアジアからの受入れのみを重視しなくてもよい。

国際交流としては、私たちが何を学び、何を教えるのかという双方向性の観点が必要。そして、そのようなプログラムをどのように地域レベルで作っていくのか。このような取り組みは民際と近くはなるが、そこに県が関わることはどういうことなのかについても考える必要がある。

5 今後に向けての提案

「海外技術研修員制度は、神奈川県のなしうる重要な国際貢献となるべきもので、改善をはかり、海外からの研修希望者のニーズに応えるようにすべきである。研修の目的は、より時代に合ったものにすべきで、産業に直接結びついていないが、日本で習得が可能である。たとえばデザイン、陶芸、漫画・アニメ制作なども含めて技術研修の範囲を広げたほうがよい。また、受入れ対象の国については、従来アジアが7割以上を占めてきたが、アフリカ諸国など研修のニーズのある国々にも働きかけを行い、たとえば陶芸とかアニメ制作などの研修を認めるなら、欧米、オセアニアなど先進諸国からも技術研修員の受入れを認めたほうがよい。研修期間は6カ月となっているが、技術研修員の本国での業務との兼ね合いで3

カ月といった期間も選べるようにする。

この研修制度への国庫補助が廃止された平成16年以降、各年度の受入れ数が1桁となっている。制度として内外から知られ、評価されるためには少なくとも15名程度の受け入れの確保が望まれる。研修期間の調整で人数を増やすことは可能と思われるが、いずれにせよ、新たな予算措置が必要である。

第5回かながわ国際政策推進懇話会

-ミレニアム開発目標後の世界において 地方自治体が担うべき国際協力のあり方について-

1 テーマの概要

2000年9月、189の加盟国代表の出席の下、国連ミレニアム・サミットが開催され、21世紀の国際社会の目標として国連ミレニアム宣言が採択された。ミレニアム宣言は、平和と安全、開発と貧困、環境、人権とグッドガバナンス（よい共治）、アフリカの特別なニーズなどを課題として掲げ、21世紀の国連の役割に関する明確な方向性を提示した。

この国連ミレニアム宣言と1990年代に開催された主要な国際会議やサミットで採択された国際開発目標を統合し、一つの共通の枠組みとしてまとめたものがミレニアム開発目標（MDGs）である。

ミレニアム開発目標は2015年までの達成を目標としており、本会議では、2015年以降の地方自治体のあり方に関わらせ、本テーマを取り上げる。

2 現状

(1) MDGsの達成状況

ゴール1「極度の貧困と飢餓の撲滅」

- ・ 1日に1.25ドル以下（購買力平価）で暮らす人の人口比率を半減させるというもっとも大きな目標は、中国の成功により達成された。
- ・ 全体的な貧困は減ったが、所得格差は拡大した。途上国に関係する7つのゴール（目標）について、成功したところと、そうでないところがあり、貧困削減が成功したというが、2014年9月の発表では、飢餓人口は世界で8億500万人、9人に1人が十分なカロリーを摂れていない状況である。

ゴール8「開発のためのグローバル・パートナーシップの推進」

- ・ 政府開発援助（ODA）を国民所得（GNI）の0.7%にする目標については、日本は0.2%までしか達成できていない。
- ・ 途上国にとっては、自国が一生懸命貧困削減をしても先進国の協力が得られておらず、肝心の資金の援助がないとの理由から先進国に非常に不満をつのらせている。

(2) 2015年のMDGs終了後

「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals、以下「SDGs」の作成（2015年9月の国連総会にて決定予定）

- ・ MDGsは8つの目標のうち一つだけが先進国向けだったが、原案17の目標のすべてが途上国と先進国向けとなっている。
- ・ SDGsは「持続可能」をコンセプトの一つとしている。これは簡単にいうと、現在の最低限の生活は守られ、さらに後の世代が現在と同程度の自然資源を使っても最低限の生活が守られるという概念である。
- ・ その中で、気候変動に対応するためのあらゆるレベルにおける行動の促進における先進国と途上国との「共通だが差異ある責任」（CBDR）が問題となっている。

(3) 国連防災世界会議について

2005年兵庫行動枠組（Hyogo Frame of Action、以下「HFA」という。）が10年間の実施期間をもって策定された。

2015年3月に第3回国連防災世界会議が仙台で開かれる。そこでHFA2（仮称）が策定予定。

- ・ マグニチュード9.0の東日本大震災の津波の死者が1万8千人であったのに対し、ハイチの地震は7.0で31万人、四川は7.9で6万8千人の死者が出た。このことからして、防災や減災は可能である。

3 課題

ヒマラヤを抱く地球が維持され、貧困が過去の歴史になる世界を目指すMDGs、ポストMDGs(SDGs)、HFA2に神奈川県と県民はどう関わるのか？

[参考資料]

MDGsからSDGs、HFA2へ

4 懇話会での討議と主な意見

「国際協力的な視点で自治体は何をすべきか」と、「先進国といわれる日本の中にも貧困の問題がある」という2つの課題がある。県にとっての課題を対外的な問題と内部の問題に分けて考える必要がある。

SDGsが本格的になると、今までは対立的であった「日本の貧困問題」は世界の貧困問題と同じように扱われていくことになる。

現在、市民活動や自治体等がいろいろな立場でSDGsがどうなるか眺めている。一方では、日本のグローバル経済の流れと地域再生との関係において、SDGsの中で地域がどう動くのかが現実の課題になってきている。神奈川は何を見通して動いていくのかが問われる時期に入っている。

神奈川県が、率先して持続可能な取り組みをあてはめてまとめあげ、JICAを中心に国外的に持続可能な神奈川というのを作る働きをすることが必要。それが他の地方自治体の例になったり、外国人の行政参加の可能性を示すことができる。これまでの施策の延長でもよく、全く新しいことを始めなくても可能だと思う。

草の根的にいろいろな活動が行なわれていると思うが、それが見えない。ばらばらに活動しているものを統合して見える形にするのが第一だと思う。

5 今後に向けての提案

貧困の問題というと、日本ではそれを担当している人や部局だけの問題のようになっている。包括的に貧困の問題を扱う部署はないのではないかと感じる。

自治体はこの問題を総括的に考えなければならない立場にある。一つは貧困であり、もう一つは教育であろう。教育の中の格差は相当大きい。具体的に自治体のやるべきこと、責務を提案できればいいと思う。

「持続可能性」をキー概念に、貧困をなくすための資源配分（経済）、教育、家族支援などにつなぐ自治体の構想を立て、国際的に提言していく。

第5回かながわ国際政策推進懇話会

-言語教育の多様性と充実の方向性について-

1 テーマの概要

2009年10月23日、第9期かながわ国際政策推進懇話会第1回会議にて「グローバル化時代のことばの教育～神奈川県が先導的であるために～」というテーマにおける3つの提言、「母語教育の推進」「多言語・多文化理解教育の推進」「神奈川県『外国人児童生徒にかかわる教育指針』の制定」がなされた。

また、その後の2種類の提言（以下の〔参考資料〕参照）とそれに対する県の施策状況等に基づき、今回の会議で新たに以下の提言1～3（「3提言」参照）がなされた。

2 現状

(1) 2009年10月の懇話会での提言に対する神奈川県の実施状況

提言1：母語教育の推進について

- ・ 国際教室や母語教室においての母語教育については、学校設置者である市町村教育委員会が対応。
県では、国際言語文化アカデミアにて母語に対応した支援、講座等を実施している。

提言2：多言語・多文化理解教育の推進について

- ・ 総合的な学習の時間や特別活動の時間に外部専門家の出前講座を実施したり、各教科の授業を通して、地球上の諸問題の解決などを考える学習活動を行ったりしている。

提言3：「神奈川県『外国人児童生徒にかかわる教育指針』の制定について

- ・ 2013年3月に策定したかながわ国際施策推進指針において、学校教育における多文化理解の推進等を目標としている。

3 提言

提言1：日本語指導が必要な児童生徒の発見と指導の充実

提言2：高等学校における第二外国語履修の推進（多言語・多文化理解教育の推進）

提言3：「かながわ多文化共生教育指針」の制定

〔参考資料〕

グローバル人材育成のための外国語教育政策に関する提言

- 高等学校における複数外国語必修化に向けて -

第10期かながわ国際政策推進懇話会提言に対する施策化措置状況・検討状況等調査票

第10期かながわ国際政策推進懇話会報告書『多文化共生社会の実現に向けた神奈川県の取組みの現状と課題』教育分野からの提言9～22

第8期外国籍県民かながわ会議最終報告『愛と平和 多文化共生を実現するために』教育部会からの提言6～11

4 懇話会での討議と主な意見

「日本語指導の指導体制の充実について」、質を高め、日本語教育が必要な子どもを教え、教員を加配してほしい。

文部科学省が作成した「外国人児童生徒のための JSL 対話型アセスメント」と「特別の教育課程」の指導案作りを県各市町村に呼びかけて神奈川モデルを作ってはどうか。

提言3「かながわ多文化共生教育指針」の制定について、言葉の教育に関して挙げた論点をまとめ、「かながわ多文化共生教育指針」というものがはっきり見える形で提案してはどうか。

国際教室に通うことが認められている日本国籍ではない子どもが、同教室に来ないということは問題だ。国際教室に通うことがスティグマとなったり、原学級での授業に遅れるなど、教室に来ないことについて何らかの理由があると思うので、それを乗り越えていかなければいけない。

日本国籍で日本語が十分ではない子どもには、外国にルーツを持つということを知られては困るという思いがあろう。そのため、この提言（2009年の提言2：多言語・多文化理解教育の推進）には賛成であるし、むしろ日本人の子どもに対する教育が必要であると考えている。

提言に対する施策化措置状況・検討状況等調査票において、各提言の実施状況がほとんど「実施済み」となっているが、懇話会の提言の真意を理解できなかったり、予算等の制約もあるかと思う。懇話会からの今後の提言・提案については、提案する部署とのやりとりの方法も検討すべき。

現在の神奈川県国際教室担当教諭の加配の基準は、児童が外国籍でないと対象にカウントできないルールとなっており、現場の教員も市町村教育委員会も困っている。この国際教室への教諭の加配基準については、ぜひ見直しをしてほしい。

県内の高校入試における外国語科目は基本的に英語のみである。中国語、ポルトガル語、スペイン語をきちんと習得したい子どもたちもいる。高校入試で外国語という科目を設置しておきながら、在県枠の場合でも英語1言語しか対応していない。

県立高校の入試では、在県外国人数の上位5カ国語の問題を作成し、5年おきぐらいに言語を見直していけばよいのではないか。

5 今後に向けての提案

グローバル化とそれに伴う国内の多文化化の双方に合わせて、言語教育も多様化させて充実させることが喫緊の課題であるということを教育委員会に認識してもらう必要がある。具体的には次の諸点を提言したい。

- 県内の高等学校において英語教育の充実をはかると共に、第二外国語の履修の意義と必要について検討すべきである。

- 国籍にとらわれず、日本語指導が必要な児童生徒の発見と指導の充実を図る。

- 「かながわ多文化共生教育指針」を制定する。（既に存在する「在日外国人（主として韓国・朝鮮人）にかかわる教育の基本方針」[1990制定 神奈川県教育委員会]や、「民族共生の教育を拓こう～ふれあい教育をさらに豊かにするために～」[1994年制定 神奈川県在日外国人にかかわる教育研究協議会]などを踏まえてさらに一歩前進させる。）

-災害時を含む情報提供のあり方について-

1 テーマの概要

日本語を十分解さない、普段あまり文書を読む習慣のない外国籍県民に対して、災害時等に必要な情報を伝える方法について検討する。

2 現状

(1) ラテンアメリカ系の住民の現状

- ・ 南米系の外国人は、英語をはじめ母国語以外の言語を学習する機会が少ない。
- ・ 日本にいる南米人のうち、大使館勤務や専門的な仕事で来日している人は一時的な滞在で、定住しているのは、工場などで働いている人や日系人。日系人には日本国籍を持っている者もいるが、日本語を話すことができる人の割合はあまり多くない。
- ・ 日本人・日系人として来日したペルー人の多くが学校教育を受ける機会に恵まれなかった。彼らの子孫である三世のほとんどが日本で学校教育を受けているが、二世までは日本語が得意ではない者が多い。

(2) 外国人への情報提供ツールについて

- ・ 観光やレストランの情報が載っている人気雑誌があり、生活やビザの手続き等の情報が掲載されている。
- ・ 『インターナショナルプレス』という新聞があったが、現在は休刊している。
- ・ 横浜にインターFM というラジオ番組があるが、放送開始時間が朝5時半のため、多くの人が見聴するのが難しい。

(3) 神奈川県における外国籍県民への情報提供

神奈川県災害多言語支援センターの設置

- ・ 多言語による情報提供
 - ・ 多言語による通訳・相談
「こんにちは神奈川」の作成
 - ・ 県の施策や生活・防災情報、行政手続き等を多言語で年3回提供。
 - ・ 英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語の五言語で作成（すべて日本語併記）。平成27年度よりベトナム語版を追加予定。
- ホームページによる多言語生活情報の提供
- ・ 国際課の事業や、生活に関する情報等を集めた多言語ホームページ
「生活に関する情報」を英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語など10言語で作成。

3 課題

日本では外国人のためのサービスが充実しているが、そのほとんどが活字の紙媒体でのみの情報提供である。南米人は活字をあまり読まない傾向にあるため、日本の外国人向けサービスは外国人に周知されていない。

[参考資料]

国別 在日外国人登録者数
ラテンアメリカ読書統計

神奈川県災害多言語支援センター概要（参考資料1）
災害多言語支援センター 図解（参考資料2）
外国籍県民への情報提供
災害の時の便利ノート（かながわ国際交流財団発行）
中学校生活を充実させる10のポイント（かながわ国際交流財団発行）

4 懇話会での討議と主な意見

関西の大震災の際、神戸で「FMわいわい」という放送局ができた。この局は1日中放送を行っていたので、神奈川県も少し学んでもいいかもしれない。自治体の関わりについては難しい問題だが、横浜市がラジオ番組に出資をしていることから、将来の防災のことを考えると、ある程度関わる必要があるかもしれない。

かながわ国際交流財団では、『INFO KANAGAWA（インフォかながわ）』というメール配信サービスで、外国人に役立つ生活情報を短いメールにして、多言語で週1回程度携帯やパソコンに配信している。災害時には災害情報を流す仕組みとなっている。

このメール配信サービスには、スペイン語圏の人の登録が一番多い。紙の文字は読まなくても、メールであれば読んでくれるかもしれない。

行政の書類は、文字が多く、小さいため読みづらい。南米人が活字を読むのが苦手ということであれば、耳で伝える媒体を作るのが今後の課題ではないか。

メディアにおける広報において、市町村と県がどのように役割分担をするのが問題である。少数言語への対応であれば、県が対応するべきであるが、少数者であってもマジョリティであれば各市町村がやらざるを得ない。

災害情報となれば、各地域が作成しなければならない部分もあるかと思う。このような県と市町村の情報の住み分けをどのように行うかが課題。

東日本大震災後に福島県国際交流協会が行った外国人調査では、どのようなメディアで情報を得たかという質問に、ほとんどの方が「テレビ」と回答した。テレビ神奈川などには、災害が起こった後の報道のテロップにルビを振ることをお願いしたい。

災害発生後の情報はかなり大量となるため、警報が出る前の情報提供はリスクを低減するためには重要。

コミュニティの個々人が、自分たちのコミュニティにいる人たちを把握し、サポートの必要な人を特定していくことが大切。

鎌倉市には災害ラジオというものがあり、文字よりも耳で聞くことの方が多。特に日本語が母語ではない方は、耳で聞いたり映像で情報を得ることが多いと思うので、有事の際は、事前の情報として、災害ラジオで主な外国語による放送をして、詳しくはインターネットなどでとつないでいくといいと思う。

5 今後に向けての提案

現在、神奈川県内でも、多言語による生活情報を掲載した様々なパンフレットやガイドブックが発行されているが、紙媒体は配布ルートが確立されておらず、文字中心の紙媒体を苦手とする外国人住民もいるため、伝わらないことが多い。映像資料などを含め、紙媒体以外の様々なメディアを平時からもっと活用すべきである。実際に災害が起きたときの情報は、FM ラジオや地域防災ラジオで外国語による情報も流し、テレビのテロップにルビ振りなども工夫できるとよい。

また、神奈川県は、災害時に外国籍県民へよりよい情報提供ができるよう、災害時の臨時相談や災害ボランティアの拠点でもある「かながわ県民センター」内に、「神奈川県災害多言語支援センター」を設置することを今後検討していくべきである。

神奈川県災害多言語支援センターとは

1 設置主体

神奈川県国際課

公益財団法人かながわ国際交流財団（以下、「K I F」という。）

2 設置基準

神奈川県災害対策本部が設置された場合（県内震度 6 弱以上、県内オオツナミ警報時等）に、国際課と K I F で協議し設置。

3 設置場所

国際課・K I F 両事務所内に設置するが、通訳・相談窓口は K I F 事務所内に設置。（K I F 執務室が被災し、執務できない場合は国際課内のみを設置）

4 機能（詳細別紙）

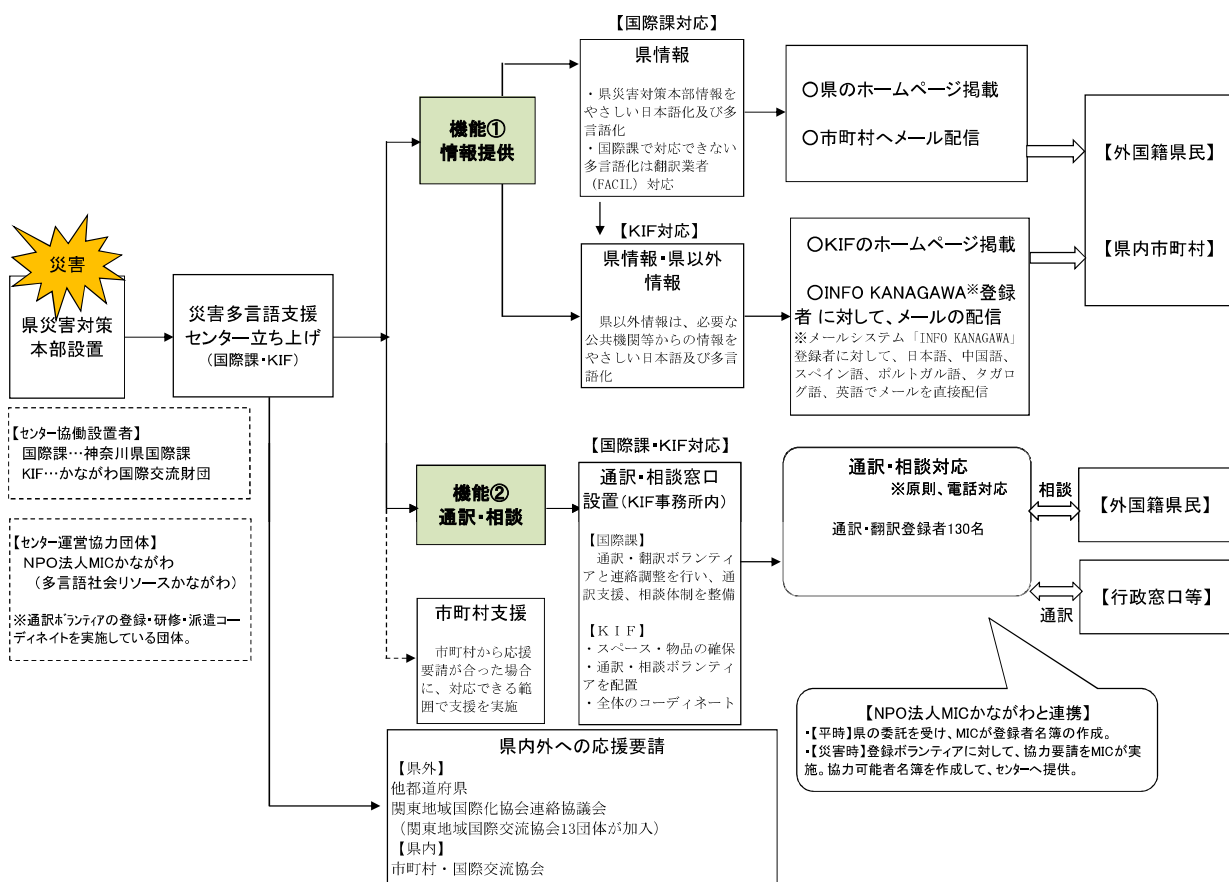
（1）多言語による情報提供

- 国際課...県発信情報（主に県災害対策本部からの情報）
- K I F ...県以外の情報（公共機関、他国際交流協会、外国人コミュニティ等の情報）

（2）多言語による通訳・相談

窓口を K I F 事務所内に設置し、原則電話により通訳で実施する。国際課からも K I F 事務所に職員を派遣する。

神奈川県災害多言語支援センターの機能(イメージ図)



-メンタルヘルスケア及び子育て支援の充実について-

1 テーマの概要

・メンタルヘルスケアについて

労災関連の問題であるが、勤め先の仕事が原因でうつ病等になったものを精神事案という。近年、外国籍住民による精神事案の申請が増加しているといわれる。今後はさらに増加していくことが予想される。

・子育て支援の充実について

外国人保護者への支援とは、できるだけ早い段階から予防的に、丁寧な情報提供や、行政と関係機関との連携が必要である。

・中国残留邦人とその係累の間では、現在、成人の引きこもり等、親の世代の高齢化に伴う問題が徐々に表面化している。

このような問題に対応するため、来日直後の受入体制の充実や継続的なサポート体制づくりが必要である。

2 現状

(1)メンタルヘルスケアについて

- ・外国にルーツを持つ精神事案の申請者は、日本国籍で名前は日本名であるが、実際は日本語ができないという人が多い。
- ・彼らの仕事は単純労働が多いが、教えてもらったことが適確に理解できずに怪我をしたり、大きな事故に遭ったりすることもある。
- ・彼らのうつは日本人のうつと似ているところもあるが、それに加えて彼らは自分たちが差別されていて、それが原因のひとつになっていると言われる。

(2)子育て支援について

かながわ国際交流財団の活動

- ・これまで、小学校以降の外国につながる子ども支援のための情報提供や子どもを入口にした家族支援を行ってきたが、出産から就学前までの早い段階からの対応が必要と感じ、子育て支援の取り組みを開始している。
- ・日本で出産、育児を行う外国人の方の子育て環境を把握するためのアンケートを、MIC かながわに所属する通訳スタッフ向けに実施している。

ユッカの会の活動

- ・ユッカの会で関わる子どもの多くが親の離婚を経験している。幼いころから家庭的にも困難な生活の中で育ち、二世三世へとその連鎖がみられる。
- ・学校からの情報入手が難しく、小学生の時忘れ物も多い。教師に注意される原因の一つになっている、注意されることが日常化し、学校に対する子どもたちのあきらめムードが強くなってしまっていることがある。

3 課題

メンタルヘルスケアについては、日本語ができない住民への日本語の教育と職場環境の改善などが必要である。

子育て支援については、現状をふまえ、県レベルで次のような事業が必要と思われる。

1. 県内市町村でどのような外国人住民の子育て支援を行っているかの把握。
2. 出産やその後の子育て支援に関わる保健師、助産師、保育士などの支援者については、外国人の多様な文化的背景をきちんと理解、配慮し、子育て支援ができるような人材の育成。
3. 支援者と外国人住民がコミュニケーションを取れるようなツール、ビデオや多言語資料の提供。
4. 子育て支援現場への通訳者の配置、派遣の促進。

外国人住民の情報入手の機会が限られているため、文字媒体、紙媒体以外での情報提供が必要。

〔参考資料〕

外国人住民の子育てに関する課題と県レベルの事業展開の可能性
外国人の出産・子育てに関する通訳者アンケート調査結果（中間まとめ）
（参考資料1）
子育て支援の充実に係る取組みについて（厚木市・綾瀬市）
外国人住民の子育ての困難、課題

4 懇話会での討議と主な意見

日本の出産に関する制度や仕組が、外国人に理解されておらず、資料や通訳の機会が不足している。母子手帳は多言語のものを提供している自治体もあるが、内容が理解されていないケースもある。母子手帳を渡す際に、必要な情報をセットで提供できるとよい。

出産から乳幼児期については、公的な母子保健サービスがうまく活用されておらず、外国人向けの資料や通訳機会も不足している。他の保護者と知り合う機会がなく、相談先がわからないまま孤立し、虐待やネグレクトにつながるケースもあると考えられる。保健師の乳幼児訪問などに、必要に応じて通訳が同行し、丁寧に家庭の中を確認したり、外国人向けの情報を提供できるとよい。

最近はタクシーなども電話通訳を使っている。保健師全員に多言語、多文化の教育することはできないので、スカイプ等を利用して通訳を簡単にするのはどうか。そこから人のつながりもできるのでは。そのような施策を県もしくは市が実施することを検討してはどうか。

高齢者に対する施策では、外国人の看護師・介護士を増やすことがある程度解決につながるのではないかと。

図書館ではいろいろな文化を知ることができる。図書館で情報提供を行えば外国人は集まるのではないかと。

地区センターでいろいろな講座を開くというのはどうか。

5 今後に向けての提案

異文化の中で生活する外国人住民は精神的に不安定になりやすく、メンタルヘルスケアが大変重要である。外国人住民が勤務する職場の理解を進めると同時にメンタルな問題が起こったときに多言語で相談や対応ができるとうい。

子育て支援の分野では、人材育成と通訳の活用が重要である。外国人住民が最初に出会う助産師、保健師、保育士などが外国人の多様な文化的背景を理解し、家庭訪問や乳幼児検診で通訳を活用して相談に乗ったり、丁寧に子育て情報を提供できると、その後の母子の日本での生活がスムーズになり、子どもの健やかな成長に役立つ。そのためには、県内各地域で、助産師、保健師、保育士など、子育て支援に関わる対人援助職の人たちが効果的に外国人に対応するための研修を充実させ、関係者が電話通訳を含めた通訳サービスを必要に応じて使えるようにする必要がある。

外国人の出産・子育てに関する通訳者アンケート調査結果（中間まとめ）

（公財）かながわ国際交流財団

調査の目的：日本で出産・子育てを行う外国人保護者の母子保健の向上や子育て環境の整備のため、医療の現場で出産や乳幼児の診療などで外国人母子と接点のあるNPO法人多言語社会リソースかながわ(MIC かながわ)の協力を得て、医療通訳スタッフにアンケートを実施し、産婦人科、小児科の通訳の現場で感じている課題や不安について把握を行なった。

調査対象： MIC かながわ医療通訳スタッフ 182名

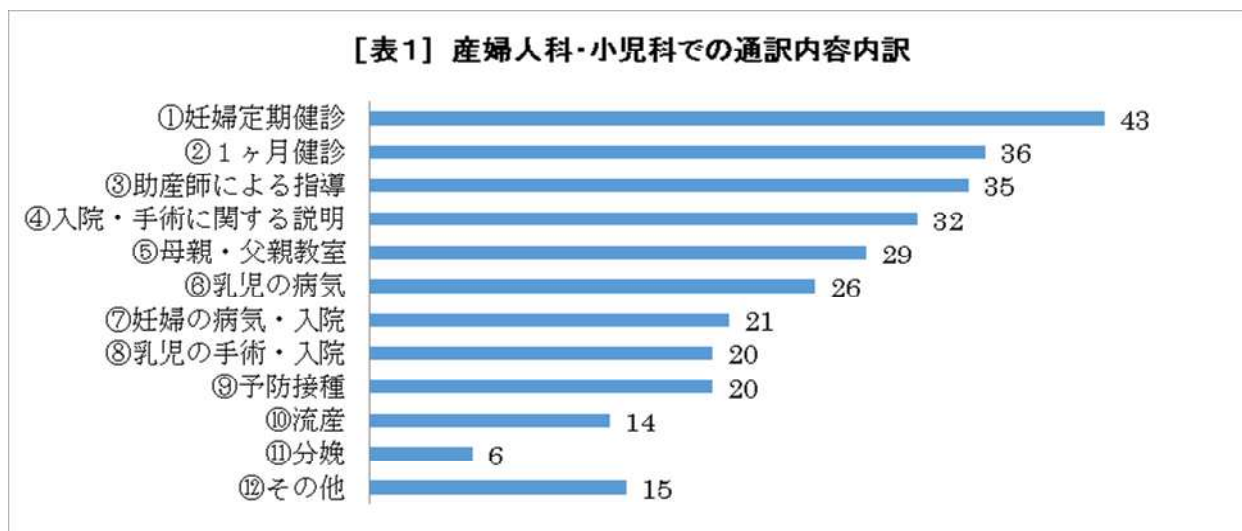
回答数： 54件（回収率 29.7%）

調査方法： アンケート票のメール送付

調査時期： 2014年12月～2015年1月

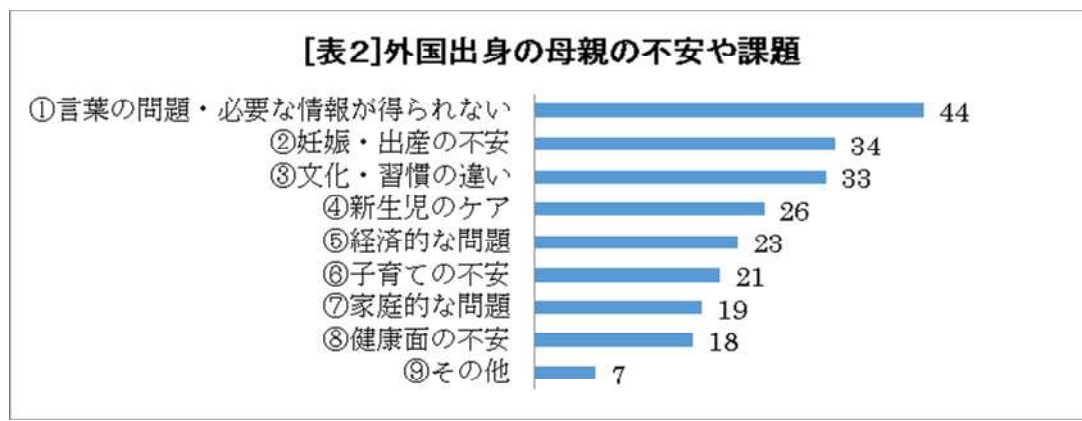
調査項目と回答の主な内容・例示：

[1] どのような要件で通訳として派遣されたか（出産～乳児期）



その他の内訳： 妊婦の診察・指導、出産後の指導、乳幼児健診、赤ちゃん訪問等

[2] 母親が直面する不安や課題について



言葉の問題・必要な情報が得られない

・緊急時の対応（陣痛時にタクシーを呼ぶ、救急車、休日や夜間の対応等）がわからない

- ・医師に言いたいことが言えない、質問ができない
- ・諸制度を知らない、必要性が理解できない(出産一時金、予防接種、母親教室、病院のシステムや医療保険制度等)・・・母子手帳の申請方法を知らない、区の乳幼児検診に行かない、予防接種をどこで受けるかわからない
- ・「日本語の資料を渡して読めといわれ、注意を読んでいないと怒られる」「日本語しかない同意書に、説明なくサインを求められた」「日本語ができないと分娩を断られた」など病院の対応に問題がある場合も、事前に連絡時のセリフを指導する素晴らしい病院もある

妊娠・出産の不安

- ・栄養指導の時の食習慣の違い(日本の体重管理は厳しすぎ/体重増加を気にせず妊娠後半に太りすぎ、妊娠糖尿病などの検査を受けることが多い/糖尿病などは母国ではあまり問題とならない)
- ・男性医師による内診に戸惑う人がいる
- ・自国では自然分娩にするか帝王切開にするかは妊婦が決めるが、日本は医師が決める
- ・出産後のケア。中国の月子文化、特に農村出身の方が強くこだわっている。一か月以内なるべく水にふれない、動かない等々。シャワーもしないので入院中に看護師に言われると困ってしまう

文化・習慣の違い

- ・日本のやり方を伝えられるだけで母国の習慣が尊重されない/患者側も日本の習慣を理解しようとしにくい
- ・栄養指導で細かな説明があるが、食生活や調理方法の違いから実行できない、何を食えばよいか不安
- ・気候が違うため何を着せればよいかわからない
- ・沐浴させる習慣が異なる。産湯の温度なども全く日本と違うことにとまどいがある

新生児のケア

- ・沐浴指導、母乳指導などいつも通訳がつくわけではなく、情報漏れがあり、子どもへの影響が心配

経済的な問題

- ・医療費を滞納したり、まとまった金額を支払うのが難しい外国人が多い
- ・お金の使いかたに問題がある、支援制度についての知識がない
- ・在留資格がない場合は、受診をぎりぎりまで躊躇する

子育ての不安

- ・頼りにしている祖父母が外国にいる等、周囲のサポートや情報を得にくい
- ・母国では大家族で、みんなで子を育てるが、日本はすべて母親にかかってくる
- ・本国では普通のことが日本では乳幼児虐待とされてしまう等、子どもを育てる上でのギャップがある
- ・ご近所でママ友づくりができない、友達や相談相手がなく孤立化してしまう
- ・わからないことがあった場合聴くことのできる日本人の知り合いがいらない
- ・地域の子育て支援拠点が外国人にも使いやすいとよい
- ・幼い子ども連れでも参加できる日本語教室が必要
- ・(子育てするための言語として)母語と日本語の狭間で悩んでいることがある

家庭的な問題

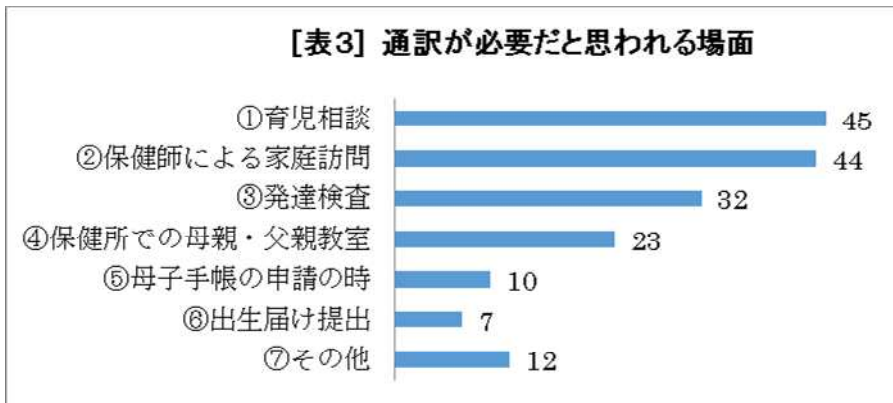
- ・シングルマザーで出産に立ち合ってくれる人も入院時の保証人もいない
- ・共稼ぎ夫婦が多い中、子供たちの発育、しつけ、教育などを多言語で相談できる所がない
- ・経済的な理由で、共働きの家庭が多い、子どもが放っておかれることがある
- ・言葉・文化・生活習慣の違いで、嫁姑の折り合いが悪い、子育ての協力をしてもらえない
- ・夫以外に頼れる人がほとんどいない
- ・近くに祖父母や親戚がいれば良いが、そうでない場合は小学校入学前までは本国で育ててもらい学齢期になって来

日するケースは多い。しかし子供が慣れない日本で一人留守番をすることも多くあると聞いている

健康面の不安について

- ・慣れない外国暮らしで生理の周期が安定しない女性がよくみられる
- ・不妊治療に至るケースが結構多い
- ・言葉の困難にもかかわらず市販薬をすぐを買う
- ・精神的なものを含め、相談する場が必要

[3] 病院以外で通訳が必要だと思われる場面



その他の内訳： 母親本人の話し相手 / 病院での初診 / 療育センターでのリハビリや面接 / 重症の子どもの在宅看護 / 保育所入所手続き、定期健診 / 保健所での乳幼児検診 / 地方自治体相談窓口への通訳派遣、電話相談

[4] 多言語資料の作成について

外国人保護者向け

<妊娠・出産>

- ・自国と日本の妊婦健診、出産方法、子育てについて、その違いを理解できるような冊子
- ・日本独特の出産用品のイラスト、新生児が受ける処置を説明するイラストなど
- ・出産にどれくらいのお金がかかるのか、使える制度などについて説明してくれるマニュアル、相談機関情報
- ・妊娠・出産・育児に関する資料(両親教室のテキストのようなもの)
- ・産気づいたときや出産時や入院中に必要になると想定される質問と答えの母国語と日本語のフラッシュカード形式の意思疎通アイテム。絵やひらがなも使って出産までに日本語で言えるようになる工夫など

<子育て>

- ・県内の子育て拠点マップ、相談窓口案内、地域の遊び仲間情報
- ・外国人の母親が子育てのことを話し合うサークルなどの情報
- ・予防接種問診票の外国語版記入サンプル、可能であれば国又は県別共通版

<栄養・離乳食>

- ・乳幼児の食事の一例をカラー写真で。量、形状等、具体的にわかりやすいもの
- ・妊娠中に日本人が食べる減塩低カロリーのお料理のレシピなど

<医療関連>

- ・病院のリスト、緊急時の医療通訳情報
- ・予防接種一覧表、年齢月齢に応じて一覧できる表

- ・不妊症、不育症などにたいする情報、小学校入学前の資料
- ・妊娠時期によって行う検査は国の数だけ違うので、どの時期にどのような検査を何のためにするのかの説明資料

<工夫・アイデア>

- ・スマートフォンを使っている人が多いので、スマホや携帯でアクセスしやすい工夫を
- ・絵や写真が多い資料、なるべく簡単な表現の物
- ・日本語の読み書きができない人でもわかるような映像でイメージトレーニングができるもの
- ・「やさしい日本語」で最低限必要なことをまとめた資料を準備することも必要

医療関係等の支援者が使うもの

- ・絵や写真で症状や意思を伝えられるツール、図や細部の写真を使った説明、便の色や形状をカラー写真で
- ・多言語の指差しツール、よくある会話集、病院内の各場所案内
- ・患者の母国の習慣・風俗を説明する資料
- ・予防接種の際に多言語の予診票(渡している病院とそうでない病院がある)
- ・医療機関用やさしい日本語医療用語集、医療従事者向けのレクチャーやトレーニングも行う

[5] 外国人の日本での出産・子育てに必要な支援について(自由意見)

<通訳の配置・育成等>

- ・MIC かながわのような通訳サービスがあることがまだまだ知られていないので、もっと知られていけば良い
- ・出産・子育てに関する通訳は病院内外でも必要なので、各地の自治体・国際交流団体などでの通訳の育成必要
- ・病院や役所で常駐の多言語通訳がいると良い

<外国人の出産について>

- ・県レベルで基礎的な知識や情報を母子手帳申請する時に提供する
- ・外国人に日本のやり方を説明する時は、「こうしてください」「これはこうです」と伝えるより、その理由、どうしてそうするのかを必ず説明した方が良いと思う
- ・なにもかもお膳立てし患者さんの自立するチャンスを潰すような支援のあり方は 長い目で見た場合 患者さんの利益に繋がらないこともあると感じている
- ・小学校入学時に必要な手作りの準備、入学式のときに着る子ども用のスーツの貸し出し

<ニーズの把握について>

- ・外国人母親に直接アンケート調査を行った方が効果的だと思う
- ・病院で活用できる資料については医療関係者にアンケートかインタビューし、ニーズを把握すべき

<医療現場への要望>

- ・医療現場で、外国語相談窓口や国際交流機関の紹介など、出産から次のステップへ繋ぐ役割をもっと担ってほしい
- ・病院側が外国人の不安や文化的背景をもっと理解してほしい

以 上

第7回かながわ国際政策推進懇話会

-団体（NGO・NPO）による支援の課題について- ～多文化理解教育の深化～

1 テーマの概要

NGOかながわ国際協力会議委員経験者より、多文化共生社会の実現のために今後NGOが担うべき役割についての問題提起があり、討議を行った。

2 現状

(1) NGOかながわ国際協力会議終了（2010年）後の社会の変化の中で、多文化共生社会実現のためにNGOがどのような役割を果たすことができるかをあらためて考えてみると、外国籍県民のニーズへの直接対応ばかりでなく、県民の外国籍市民への理解を深める活動として「多文化理解教育」の担い手になることが考えられる。

これまで多くの提言が触れてきた「地球市民教育」「開発教育」を参考にしつつ、「多文化理解教育」を確立する。

(2) 多文化理解の促進のための県の事業として、国際言語文化アカデミアでの講座や、「あーすフェスタかながわ」がある。「あーすフェスタかながわ」は今年で16回目を迎えた。

また、県立高校においては、国際理解教室や、学校で自主的な部活動を行うなど多文化理解教育を進めているところもある。

3 課題

共生社会の実現のための課題として、成人を対象にした多文化理解教育の推進が必要である。外国籍市民に関する制度や、背景、歴史、直面する課題等についてよく知らない県民が多い。

生涯教育などの場で「多文化理解」について学ぶことで、外国籍の人々を理解し、差別をなくすことができ、それが外国籍県民にとってより暮らしやすい県づくりにつながる。

〔参考資料〕

国際化のためのNGO、NPOの役割

関連提言（第1期：提言10,11、第3期：提言3、第5期：提言1,2,3、第6期：提言10）

4 懇話会での討議と主な意見

県によるNGO活動のサポートについては継続を強く希望し、今回はさらに県にNGOをもっと活用することを求めたい。

これまで開発教育を実施させてほしいと提言してきたが、県の多文化化に

対応するためには多文化理解教育が重要であると強調したい。

ヘイトスピーチの出現等昨今外国籍の方にとって以前にもましてシビアな状況が生まれているが、その原因の一つは、あまりにも外国籍県民について知らない県民が多すぎるということだと思う。

これまでも地域の国際交流協会等が講演会を開催するなど、学ぶ機会を設けてきた実績がある。

ヘイトスピーチの原因のすべてが歴史や状況を知らないことに起因しているとは考えていないが、大きな要素になっているのは事実だと思う。外国人について正確に理解をしていない人がかなり多いことは誰もが認めることである。

インターネットから情報を得ようとする、偏った情報が上位に表示され、正しい情報は下の方にあることが多い。

人々が差別的な活動に参加する背景として、一つは現状に対する不満感がある。また、対外関係については情報が操作されることもあるということも要因であると思う。

このような要因に対して、自治体ができることはやはり多文化理解教育の促進である。しかし、自治体だけではなかなか十分な対応をすることができない。

子どもを対象とした教育はもちろん必要であるが、今回の提案では大人への教育の重要性に焦点を当てたい。

NGO が活動を通して獲得した知見を活かした教育は説得力があると思う。NGO が実践する場を得られれば、これまでの活動を生かすことができる。

県のあーすフェスタかながわ事業は、来場する人にとっては効果的ではあるが、身近とは言いがたい。そこに各地域できめ細やかに実施する「多文化理解教育」の有効性を見出すことができる。

県や自治体そのものが多文化理解を促進するための活動を直接行うことは意外と難しい。やはり NGO に協力してもらうというのは大事になる。県や自治体ももちろんやるが、NGO の協力も不可欠である。

5 今後に向けての提案

多文化理解を県が進めていくために行政のなすべきこともあるが、NGO がワークショップや講師として役割を果たすことができる場を設ける必要がある。

また、業務にあたる職員が外国籍市民に関する情報を正確に認識する必要がある。県や市町村の職員を対象とした多文化理解教育研修の開催を検討すべきだと考える。

そこで、豊富な経験と専門性をもつ NGO の協力を得ることが必要である。

參考資料

市(区)町村別主要国籍(出身地)別外国人数(2014(平成26)年1月1日現在)

国籍数 160カ国

	全国籍 合計	中国	韓国・朝鮮	フィリピン	ブラジル	ベトナム	ペル-	米国	タイ	インド	台湾	ネパール	インドネシア	カボ・ジア	その他 147カ国
県合計	160,607	52,518	29,854	17,911	8,304	7,124	6,404	4,659	3,600	3,326	3,149	1,812	1,625	1,551	18,770
横浜市	75,283	31,231	13,994	6,642	2,430	2,168	1,284	2,197	1,456	1,694	1,853	1,052	758	326	8,198
鶴見区	9,482	3,433	1,681	1,056	1,099	158	422	102	113	152	187	199	77	2	801
神奈川区	4,880	2,151	1,056	364	72	82	29	160	67	51	108	198	59	12	471
西区	3,526	1,518	614	215	20	101	43	143	74	36	76	113	38	2	533
中区	14,892	8,232	2,322	745	104	47	42	566	297	355	571	104	44	24	1,439
南区	7,584	3,477	1,658	970	29	64	61	113	233	126	236	47	63	3	504
港南区	2,055	759	566	220	35	44	18	64	55	28	38	22	24	2	180
保土ヶ谷区	4,202	1,917	748	399	25	105	10	64	51	207	70	91	58	5	452
旭区	2,039	728	468	266	19	68	26	49	61	4	34	32	14	52	218
磯子区	3,218	1,439	571	344	204	14	103	86	51	43	80	28	14	2	239
金沢区	2,183	630	399	193	111	63	292	90	46	15	32	25	39	1	247
港北区	5,080	1,515	1,171	462	110	99	29	251	91	64	134	100	95	2	957
緑区	2,570	882	359	310	209	50	37	47	54	259	42	11	53	2	255
青葉区	3,112	976	662	198	55	34	31	205	65	72	70	12	76	2	654
都筑区	2,521	453	571	267	115	66	27	91	37	188	67	4	22	9	604
戸塚区	3,023	1,372	547	251	129	129	46	67	57	79	38	19	41	1	247
栄区	943	346	221	96	15	68	8	38	26	8	21	1	4	2	89
泉区	2,547	1,001	174	135	42	745	27	31	45	2	21	10	10	141	163
瀬谷区	1,426	402	206	151	37	231	33	30	33	5	28	36	27	62	145
川崎市	29,342	9,853	7,916	3,626	758	890	469	651	526	840	584	397	231	27	2,574
相模原市	10,171	3,264	1,803	1,530	301	341	265	299	263	152	180	79	102	312	1,280
横須賀市	4,546	725	926	1,219	186	80	297	411	104	15	53	85	74	14	357
平塚市	4,095	667	415	676	728	199	185	56	97	18	39	16	39	246	714
鎌倉市	1,183	221	324	69	11	14	9	134	35	15	25	14	13		299
藤沢市	5,047	924	848	381	548	326	547	177	152	43	62	34	66	53	886
小田原市	1,788	492	339	429	119	56	58	28	43	11	9	14	33	1	156
茅ヶ崎市	1,395	336	294	215	78	32	14	87	32	9	33	12	31	6	216
逗子市	413	43	124	41	2	7	2	71	13	13	9	6	2	1	79
三浦市	205	47	42	35	11	3		22	6		3		12	2	22
秦野市	3,020	487	199	150	529	377	413	34	61	22	31	1	16	91	609
厚木市	5,369	993	486	551	401	915	670	58	131	207	69	7	23	94	764
大和市	5,603	1,147	866	702	335	544	794	94	186	26	75	53	43	155	583
伊勢原市	1,433	330	104	214	144	218	65	16	24	71	29	15	35	29	139
海老名市	2,016	353	271	201	166	185	106	60	86	129	18	3	16	13	409
座間市	2,330	527	322	373	148	160	123	94	61	30	24	10	29	18	411
南足柄市	327	155	43	37	33	7	2	7	7		1			1	34
綾瀬市	2,800	214	174	218	659	458	214	48	156	3	19	6	38	78	515
葉山町	212	22	32	12	2	2	2	48	4	3	3	4	3		75
寒川町	595	74	63	58	107	83	45	6	24	1	6		36	4	88
大磯町	145	26	23	25	4			19	8		5		3	1	31
二宮町	157	32	19	20	16	2	23	8	3	7	2	1	1		23
中井町	225	18	7	103	40		37	2	6		1				11
大井町	64	27	11	8	6		1	2	2		3				4
松田町	62	12	13	13	6	3	1	3	1				1		9
山北町	57	19	5	11	2	13		1	5						1
開成町	95	20	12	20	24		6	3	3		1				6
箱根町	170	38	39	20	19	3		7	1	5	9	2	3		24
真鶴町	48	13	14	10	2			1	2			1			5
湯河原町	285	36	86	55	7	1	58	7	5	4	2		1	2	21
愛川町	2,099	165	40	242	471	36	714	7	96	8	1		16	77	226
清川村	27	7		5	11	1		1	1						1

神奈川県県民局くらし県民部国際課調べ

本表は、県内市区町村の住民基本台帳に登録されているの外国人の数の集計値です。

年齢別・在留資格別外国人統計

(神奈川県, 2014年12月現在)

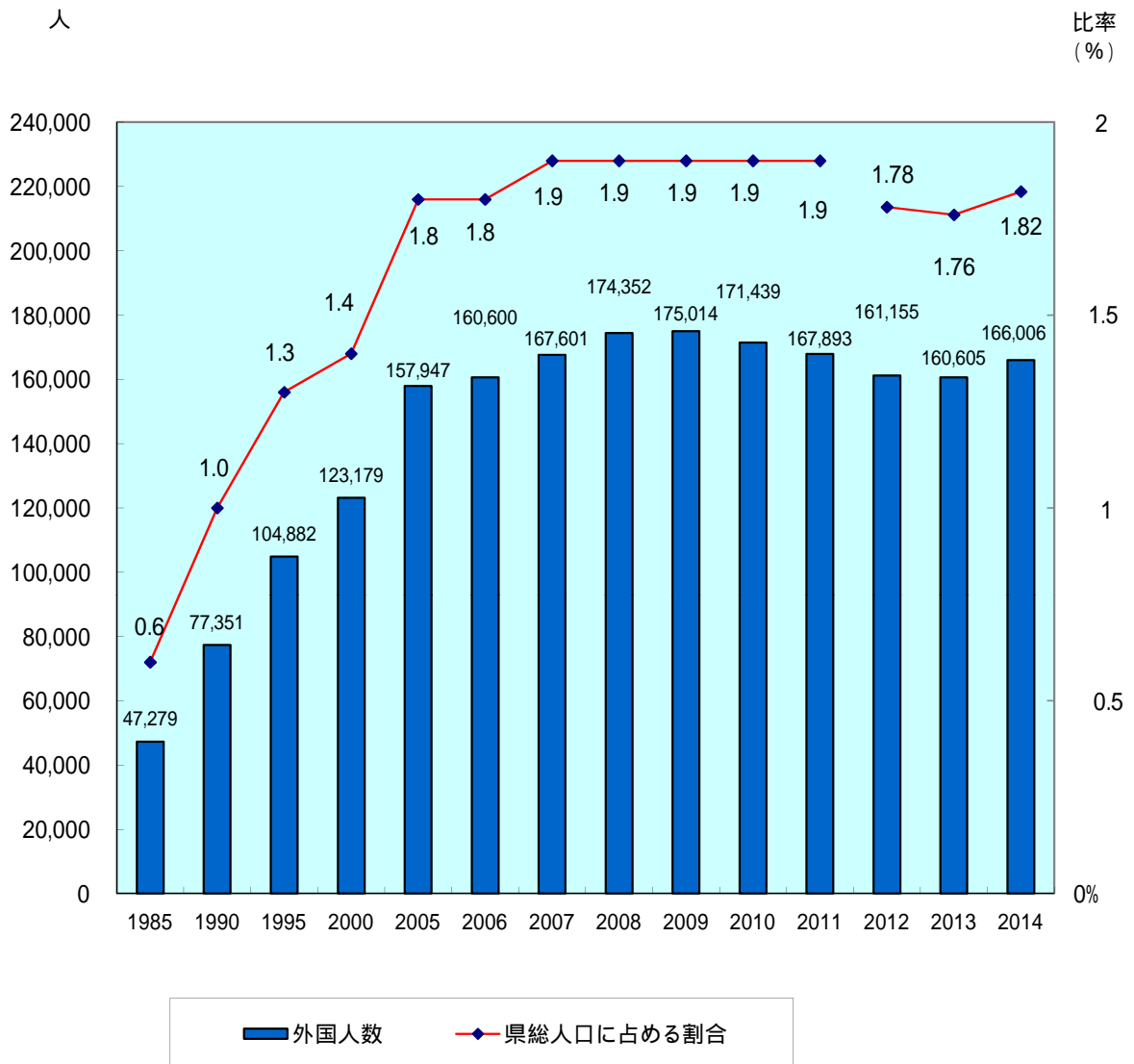
(1) 年齢別

	男	比率	女	比率
0歳から9歳	6,525	8.21%	6,173	6.73%
10歳から19歳	5,904	7.43%	5,659	6.17%
20歳から29歳	19,082	24.00%	17,710	19.30%
30歳から39歳	19,143	24.08%	22,636	24.67%
40歳から49歳	13,877	17.45%	19,749	21.52%
50歳から59歳	8,457	10.64%	11,666	12.71%
60歳から69歳	4,102	5.16%	4,763	5.19%
70歳から79歳	1,657	2.08%	2,194	2.39%
80歳以上	757	0.95%	1,203	1.31%
不詳	-		1	0.00%
合計	79,504		91,754	

(2) 在留資格別

	在留資格	人数	比率
1	永住者	69,781	40.75%
2	特別永住者	18,650	10.89%
3	日本人の配偶者等	13,568	7.92%
4	家族滞在	13,379	7.81%
5	定住者	12,291	7.18%
6	留学	11,878	6.94%
7	技術	7,877	4.60%
8	人文知識・国際業務	6,353	3.71%
9	技能	3,367	1.97%
10	技能実習	3,484	2.03%
11	永住者の配偶者等	3,075	1.80%
12	企業内転勤	2,537	1.48%
13	特定活動	1,921	1.12%
14	投資・経営	1,145	0.67%
15	教育	600	0.35%
16	その他	1,352	0.79%
	合計	171,258	

外国人数の推移と県民比



神奈川県県民局くらし県民部国際課調べ

・ 2011年度までは外国人登録法に基づく外国人登録者数、2012年度以降は住民基本台帳上の外国人数
 (なお、2012年度までは12月31日現在、2013年度以降は1月1日現在のデータ)

第11期 かながわ国際政策推進懇話会の開催状況

年度	開催日	会議回数	議 事 内 容
H25 (2013)	10.11	第 1 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 懇話会委員紹介 ・ 懇話会会長および副会長の選任について ・ 今期懇話会の方向性について
H26 (2014)	2.1	第 2 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国籍県民かながわ会議との合同会議 ・ 県立高校における多文化共生について
	7.23	第 3 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ かながわ国際政策推進懇話会の今後の進め方について ・ 外国籍県民かながわ会議の今後のあり方について ・ 県の施策紹介「かながわグローバル戦略」の取組み
	9.11	第 4 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療通訳事業における遠隔通訳の実施について ・ 海外技術研修員制度を含む草の根外交・交流のあり方について ・ 第10期報告書提案・提言取組状況の確認・意見聴取（報告） ・ 外国籍県民かながわ会議について（報告）
	11.10	専門 委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国籍県民かながわ会議第 9 期委員選考委員会
	12.12	第 5 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ ミレニアム開発目標後の世界において地方自治体が担うべき国際協力のあり方について ・ 言語教育の多様性と充実の方向性について ・ 第10期懇話会報告書提案・提言取組状況について ・ 外国籍県民かながわ会議（第 8 期）報告書について ・ 第 9 期外国籍県民かながわ会議委員選考委員会について
H27 (2015)	3.25	第 6 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時を含む情報提供のあり方について ・ メンタルヘルスケア及び子育て支援の充実について
	6.26	第 7 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告書（案）について ・ 団体（NGO・NPO）による支援の課題について ・ 第11期懇話会のまとめ

かながわ国際政策推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 国際社会の変化に対応した神奈川の国際施策の推進について有識者等の意見を聴取し協議するため、かながわ国際政策推進懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 国際施策の推進に関すること。
- (2) かながわ国際施策推進指針に関すること。
- (3) その他、かながわの国際政策の総合的な推進に関すること。

(委員)

第3条 懇話会は、知事が選任する次の委員で構成する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係団体の代表者
 - (3) 外国籍県民
 - (4) 市町村の代表者
 - (5) 県民からの公募等により選考された者
- 2 前項のうち、県民からの公募等については、別途定める。
- 3 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、前任者の任期の途中で選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の任期は、必要があると認められるときは、これを1年延長することができる。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

(会議)

第5条 懇話会の会議は会長が招集し、その座長となる。

(意見の聴取)

第6条 懇話会において必要があると認められるときは、その会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(専門委員会)

第7条 懇話会には、その所掌事項に係る専門事項について調査、研究するため、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会における懇話会以外の委員については、知事が選任する。

(事務局)

第8条 懇話会の事務局は、県民局くらし県民部国際課に置く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営その他懇話会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成3年10月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月26日から施行する。

第11期 かながわ国際政策推進懇話会の開催状況

年度	開催日	会議回数	議 事 内 容
H25 (2013)	10.11	第 1 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 懇話会委員紹介 ・ 懇話会会長および副会長の選任について ・ 今期懇話会の方向性について
H26 (2014)	2.1	第 2 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国籍県民かながわ会議との合同会議 ・ 県立高校における多文化共生について
	7.23	第 3 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ かながわ国際政策推進懇話会の今後の進め方について ・ 外国籍県民かながわ会議の今後のあり方について ・ 県の施策紹介「かながわグローバル戦略」の取組み
	9.11	第 4 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療通訳事業における遠隔通訳の実施について ・ 海外技術研修員制度を含む草の根外交・交流のあり方について ・ 第10期報告書提案・提言取組状況の確認・意見聴取（報告） ・ 外国籍県民かながわ会議について（報告）
	11.10	専門 委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国籍県民かながわ会議第 9 期委員選考委員会
H27 (2015)	12.12	第 5 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ ミレニアム開発目標後の世界において地方自治体が担うべき国際協力のあり方について ・ 日本における言語教育の多様性と充実の方向性について ・ 第10期懇話会報告書提案・提言取組状況について ・ 外国籍県民かながわ会議（第 8 期）報告書について ・ 第 9 期外国籍県民かながわ会議委員選考委員会について
	3.25	第 6 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時を含む情報提供のあり方について ・ メンタルヘルスケア及び子育て支援の充実について
	6.26	第 7 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告書（案）について ・ 団体（NGO・NPO）による支援の課題について ・ 第11期懇話会のまとめ

第11期かながわ国際政策推進懇話会委員

氏 名	役 職
<p>【学識経験者】 <small>みやじま たかし</small> 宮島 喬 <small>やまにし ゆうじ</small> 山西 優二 <small>こいし あつこ</small> 古石 篤子 <small>おおはし まさあき</small> 大橋 正明</p> <p>【関係団体】 <small>かない かつゆき</small> 金井 克之 <small>たかぎ きせこ</small> 高木 紀世子 <small>やまうち りょうこ</small> 山内 涼子 <small>くらしな かずこ</small> 倉科 和子</p> <p>【外国籍県民】 モリス ハイメ</p> <p>【市町村】 <small>ときた しんいちろう</small> 常田 真一郎 <small>こだま しげのり</small> 児玉 重徳</p> <p>【NGO等】 <small>なか かずこ</small> 中 和子 <small>やまなか えつこ</small> 山中 悦子 <small>あんどう ひとし</small> 安藤 均 <small>いいの あや</small> 飯野 彩</p>	<p>お茶の水女子大学名誉教授 早稲田大学文学学術院教授 慶應義塾大学名誉教授 聖心女子大学文学部教授</p> <p>日本労働組合総連合会神奈川県連合会副事務局長 KKフォレスト代表 (公財)かながわ国際交流財団 多文化共生・協働推進課長 独立行政法人国際協力機構(JICA)横浜国際センター市民参加協力課長</p> <p>第5期外国籍県民かながわ会議副委員長</p> <p>厚木市市民協働推進部人権男女参画課長 綾瀬市市民こども部市民協働課長</p> <p>ユッカの会代表 (特活)草の根援助運動理事 公募委員 公募委員</p>

は会長。 は副会長。